

○金融庁
農林水産省 告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件（平成十八年 金融庁 告示第十二号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二条 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる者の業務の代理又は媒介</p> <p>イ 農林中央金庫並びに前条第三号から第六号まで及び第十八号に掲げる者の業務（次に掲げる業務を除く。）</p> <p>〔1〕(4) 略〕</p> <p>(5) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九條の九第六項第三号に掲げる事業</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>〔三・四 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>〔1〕(4) 同上〕</p> <p>(5) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九條の九第六項第一号の三に掲げる事業</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。